

利用ルール、注意事項、航行頻度の高い航路等を示した看板を設置)。実際に漁業者と遊漁者が良好な関係を築けている地域もあります。ただ、漁業者・遊漁者共に一枚岩ではないため、ルールが周知されるまでに時間がかかり、その間にもトラブルは発生し続けるかもしれませんが、後述の理由を踏まえ、許容していただけないでしょうか。

貴県の海は、遊漁者にとっても魅力的であり、これは全国的にも認知され、県外から訪れる理由のひとつになっています（私自身、何度もお世話になっています）。現状、遊漁者が地域にもたらすものは悪影響しかないかもしれませんが、訪れることがきっかけとなり、地域振興につながる可能性は大いにあるかと思えます。過疎高齢化が課題である地域に全国の遊漁者が注目され、人が集まることは、「水産業振興基本計画」で掲げている取組のうち、特に「漁村の魅力発信と関係人口の拡大」「漁村地域への移住・定住対策の推進」「漁村のもつ多面的機能の維持」「地域資源や観光資源と連携した多様な観光客の集客による交流人口の拡大」に寄与できるのではないのでしょうか。すでに、交流、関係、移住人口の増につながっている事例もあろうかと思えます。漁村における地域振興にあたって、「人を呼び込めるコンテンツ」を無くすことは、地域づくりの可能性の幅を狭めることであり、もったいないことです。貴県においては、水産多面的機能発揮促進事業に広く取り組まれており、本制度を活用して遊漁者と協働で海環境保全の取り組みを推進するなど、既存の枠組みを活用した関係の構築もできるのではないのでしょうか。

貴県の水産振興ひいては地域振興に向け、スピアフィッシングを目的に遊漁者が集う場であることが貴県の海の魅力のひとつであると認識し、その有効活用を図ると共に、漁業者と遊漁者がお互いに尊重し合い、対話し、協働し、この素晴らしい海を守り続けていけるような海面利用の調和が図られる取り計らいをお願い申し上げます。国内2位の海面を有する貴県において、これからの日本の海面利用の先駆けとなる取り組みが展開されることを期待します。

以上

【ご意見提出用紙】

【送付枚数 3 枚】

長崎県水産部漁業振興課漁業調整班 へて

(FAX 095-895-2584)

※ご意見の内容について確認させていただくこともありますので、以下の連絡先をご記入ください。なお、個人情報の保護については、厳正に取り扱います。

ご 連 絡 先	件名	「長崎県漁業調整規則の一部改正 (案)」に対する意見
	氏名	●●●●●●●●
	住所	●●●●●●●●●●●●●●
	電話番号	●●●●●●●●
<該当箇所> 該当ページ番号・・・ <u> 19 </u> ページ 該当項目名称…45 条		
<意見内容> 鳥取県に住んでいる者です。私は魚突きを全面的に禁止することで考えられるデメリット及び問題解決への打開策をお伝えしたく、この度意見申し上げました。 まず、今回課題として挙げているのは密漁者の取締りですか？それとも航路に魚突き者がいることの危険性ですか？はたまた、魚突き師が増えることで漁獲量の減少を危惧されておりますか？ 魚突き師と漁業組合が共存、協力的になれば水産業そして地域の発展にも繋がると考えております。この度の規則改定により危惧されるデメリットは以下の3点です。 ① 漁業へ興味関心を持つ者の減少 私の住んでいる地域には海が近くにあり、小さい頃から家族や友人と釣りや魚突き等のマリンレジャーを楽しんでおりました。親が漁師という友人も中にはいて、船で白イカやアコウを釣りに連れて行ってもらったりもしました。そんな中で最近では漁師さんの高齢化により、担い手不足が問題になっていると耳にしました。また、家族代々受け継いできたこの漁師業を途絶えさせてしまう悔しさも話しておりました。漁師さんは皆、海を愛していると私は感じます。魚突き師もまた、海を愛しています。今回の規則改定により、海で魚を獲る楽しさや、これから漁師になりたいと思う人は必ず減ってしまいます。その可能性を摘んでしまうのは非常に残念なことだと思います。 ② 観光業の衰退		

私自身、本格的に魚突きを始めたのはここ数年ではございますが、魚突きのメッカとも言われる長崎県にはいつか必ず行きたいと考えておりました。知人とも旅行を兼ねて行こうと話しておりました。ですが今回の規則改定は、そういった人を減少させてしまう可能性もあります。それは観光業の衰退にも繋がると私は考えております。

③長崎県へのイメージダウン

魚突きは漁業とともに日本の素晴らしい文化であると思います。海産物に触れ、海の楽しさを感じ、それを後世に引き継いで行く義務が私たちにはあります。それを言い方は悪いかもしれませんが、先陣を切って途絶えさせてしまうのは長崎県のイメージダウン、信用問題にも発展する可能性があります。

この度、パブリックコメントを募集し意見を授けてくださったこと大変感謝申し上げます。すぐに規則改正するのではなく、このようにご意見を聞いてくださる姿勢にとっても好感が持てました。どれくらいのご意見が集まったのかはわかりませんが、ただ聞くだけでなくそれを反映させてくださることを切に願います。

魚突きをする当事者として意見を申し上げさせていただきましたが、温暖化の影響による漁獲量の減少、また燃料の高騰など、漁師さんや漁業組合の方々の心労もお察しております。また先日魚突きをしようと漁港に行った際、サザエの密漁にあつてしまった漁師さんとお話する機会がありました。心無い人の非常識な行為に、同じ海を愛する身としてとても腹立たしい気持ちになりました。このような経緯もあり、今回の規定変更の旨もたしかに賛同できる部分もあります。

ですが、ゴム発射装置を禁止することで実質魚突きはできなくなります。そこで打開策として以下2つを挙げさせていただきます。

① 漁業組合主催の魚突き師と協力した海浜清掃、海底清掃

最近、魚突きをしていて感じる海底に溜まっているルアーや漁港に漂流されているゴミの多さです。海が汚れるのは気持ちの悪いものではありませんし、海産生物にとっても悪影響です。それを漁師と魚突き師で協力して、綺麗にすることで一体感も生まれ、定期的開催することで顔見知りになりコミュニケーションができます。トラブルの多い2者の関係ですが、そういった寄り添った行動をしていくことで良好的な関係が作れるのではないのでしょうか。また、漁師さんと仲良くなることで水産業介入への敷居も下がり、担い手不足の解消にも繋がります。

② 遊泳料として料金を設定する

昨今、夏場の河原でのバーベキューによりゴミ問題が話題になりました。ある自治体でバーベキューをする時は1000円を支払うことを決めたところ、ゴミのポイ捨てが劇的に減ったという面白いニュースを知りました。これを参考にして、漁港での遊泳者には一律

の料金を支払うことを決めます。すると、マナーを守る良識的な人のみ海で遊ぶことが許されます。また、密漁者への牽制にもなります。

曖昧なルールを改訂することは秩序を守る上で大切なことです。両者が寄り添った改訂案を提出されることを心より願っております。

【ご意見提出用紙】

【送付枚数 3 枚】

長崎県水産部漁業振興課漁業調整班 あて

(FAX 095-895-2584)

※ご意見の内容について確認させていただくこともありますので、以下の連絡先をご記入ください。なお、個人情報の保護については、厳正に取り扱います。

ご連絡先	件名	「長崎県漁業調整規則の一部改正(案)」に対する意見
	氏名	██████████
	住所	██████████
	電話番号	██████████
<p><該当箇所> 該当ページ番号・・・19ページ</p> <p>該当項目名称・・・45条</p>		
<p><意見内容> 以下の通りご意見申し上げます。改正案への指摘以外にもこれを機にお伝えしたいことがあり、長文となりますがご容赦くださいませ。</p> <p>■ 改正案への指摘について</p> <p>「従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきた」とあるが、長崎県内で当該構造の漁具について、他の意見者同様2021年9月に海上保安庁職員から確認を受けたが、以下のとおりの説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水中銃のような、魚に刺さる部分が、手元からはるか遠くへ投射されるものではないので、長崎県内では使用して支障ない。 ・この見解は長崎県内共通のものである。 <p>海上保安庁見解(=全国における見解と言い換えられる)がこのようである以上、長崎県が独自に漁業調整規則を改正しようとするに</p> <p>は問題が生じていると言えよう。</p>		

■ 合意形成方法について

今回の改正案は漁業側から何らかの問題点が訴求されたと推察するが、もう一方の当事者である刺突漁具使用者も議論に参加すべきである

。長崎県は議論の場を持つとしたらどうか？

もし、漁業者～刺突漁具使用者間で実際にトラブルがあったのなら、今回その刺突漁具使用者は議論に参加したどうか。長崎県内には同

好の者から漁業者まで多々知人がいるが、議論への参加の話は聞かない。

海は皆のものである一方、漁業について尊重したい思いも持っており、問題点を洗い出し議論することが最も大事で先方の依頼にも何か応

えたい思いも持っている。長崎県には平等な合意形成を図る取組をお願いしたい。

■ 刺突漁具を用いた漁法および文化について

海中という相手方の土俵に上がり1対1で対峙する、古来から続く漁法である。縄文時代の遺跡から銚先が発見されることがあり、数千年に及ぶ伝統漁法、もしくは今日まで続く文化的側面があると言えよう。

海を汚さない、必要な魚種を必要なだけ獲ることができる、海や魚のことを知れる、魚への愛が湧く等の利点も数多い。

■ 自身が気を付けていること

道具面：視認性の高いフロートの携行。

行動面：操業中の船がいる海に入らない。船のエンジン音がしたら銚を海面上突き上げ居場所を示す、邪魔にならない方向に泳ぐ。バディと一緒に行動する。必要以上に権利主張をしない。小さいサイズは突かない（稚魚放流している魚種は特に）。SNS等で魚突きをしたことを拡散させない。魚突きを人に勧めない。

■ 愛好者が海に、漁業側にできる良いこと

<直接的>

- ・海中や海上のゴミ拾い（漁具釣り具やビニール等）
（魚が獲れずとも必ず海中からゴミを拾って上がることにしている）
- ・磯焼け対策活動
先月富山県で開催されたようなウニ駆除イベント（詳細は[REDACTED]からの投書参照）
アイゴやブダイを狙った駆除（魚突きだからこそ、血や神経を抜く処理をすることで、夏でも食用に耐えられる品質にできる）

<間接的>

訪れることがある地域で獲れた魚介類には親近感が湧き、購入することが増えたり、プレゼントや人に勧めたくなる。
現在、漁業の関係の仕事が舞い込んできており、長崎方面を優先して漁連、漁協と連携提携の施策を進めることとしている。

透明性といった点も欠けるのかと思います。

そのため、規制するに至るまでの手続き等の透明性の確保のためにも規制のバランスを考慮した解決策を議論し合う場を設けていただきたく思います。

【改正されてしまうことにより起こり得る県と漁業者への影響】

私は昨年(2021年)の1月に[]から長崎県[]市へ移住してきました。

移住目的のひとつとして、趣味の充実であり、その趣味こそが魚突きです。

ここでは多くは述べませんが、長崎の海は他県の者からして非常に魅力があふれています。

魚突きをしながら副業漁師をできないかとまで考えていました。

ですが今回の改正案が通り、実質魚突きが禁止ということになると移住してきた意味がなくなってしまいます。

また、長崎は若年層の人口流出が問題となっている現状です。

一方、長崎の海を求めて自身のように移住(流入)してくる方も少なからずいます。

移住という行動、また他県から長崎の海を求めてやってくる方の経済効果は長崎の地域活性化にも少なからず貢献できているかと思えます。

こういった長崎県としての活性化を衰退させてしまう可能性もあるということも配慮して、今回の改正について要検討して頂ければ幸いです。

また、魚突き者は漁業者とのトラブルの原因のひとつにもなる密漁者を嫌います。

魚突き者がいることで、密漁者がいればすぐに通報もできますし、先に潜っているものがあることで密漁者が海に入ることを抑制する働きも考えられます。

一方、魚突きが規制されることで、誰もいない海に密漁者が入りやすくなる危険性が容易に想像できます。

密漁者が増えることで当然漁業者側の利益が減ります。

もしも今回のトラブルの原因のひとつに“密漁者との混同”ということがあるのであれば、上記の抑制力の案もですが、よりよい解決策を魚突き者は多いに提案できます。

そのため、いきなり実質魚突きの禁止ということにするのではなく、漁業側の当事者と遊漁側の当事者を交え、より良い方向へと向かうための議論の場を設けて頂きたく思います。

よろしくお願い申し上げます。